

告示

埼玉県告示第千十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例（昭和五十六年埼玉県条例第十号）に基づく埼玉県介護福祉士修学資金に係る返還金の徴収事務を、次の表の上欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年九月一日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長職務代理者副会長 鈴木 豊彦	平成二十七年四月一日 から平成二十八年三月 三十一日まで